

平成25年度

赤い羽根募金額は3,636,272円に！

～助け合いの心がつなぐ福祉の輪～

平成25年10月1日から平成25年12月31日の期間で赤い羽根共同募金運動が行われました。この期間中、市民の皆さまをはじめ、学校、企業、職場などのご協力により集められた、共同募金会宿毛市支会へ寄せられた募金の総額は、3,636,272円となりました。この募金は地域福祉の活動や社会福祉団体の活動を支援するために有効に使わせていただきます。平成26年度も引き続き赤い羽根共同募金運動に皆さまの協力を賜り支援とご協力をお願いします。

募金種類	実績額
戸別募金 (各世帯)	2,727,200 円
法人・大口募金 (企業・個人)	494,000 円
職域募金 (私立保育園など)	64,000 円
学校募金 (市内小・中学校)	143,673 円
宿毛まつり (バザーの売上など)	156,991 円
街頭募金	34,663 円
その他	15,745 円
合計	3,636,272 円

多くの善意をお寄せいただき誠に、ありがとうございました。

共同募金会
 宿毛市支会
 宿毛市高砂4番56号
 宿毛市総合社会福祉センター





紅白まんじゅう

お届けしました



1月26日(日)に、宿毛市民生児童委員協議会は、80歳以上の一人暮らし高齢者492名のお宅に紅白まんじゅうをお届けしました。

この事業は旧正月(今年は1月31日)にちなんだ事業であり、前年まではお節料理を調理してお届けしていましたが、ノロウイルス等感染症の危険もあることから、今年は紅白まんじゅうのお届けとなりました。

当日の朝は、福祉センターにて、500個の紅白まんじゅうに、のしを付ける作業を行いました。

「いつまでもお元気で」との願いを込め、午後からは各地区担当の民生児童委員によって、紅白まんじゅうが届けられました。

お届け先の皆様からは、「ありがとうございます」といったお礼のお電話やお手紙をいただきました。

お正月気分と笑顔を届けることが出来た旧正月事業でした。

大きくて、あんこのぎっしり詰まった紅白まんじゅうは食べ応え十分！！
白の方は白あんでした。



元気クラブ通信 ~笑顔がいっぱい~

宿毛市地域元気クラブ活動事業は、実施主体は宿毛市で、宿毛市社会福祉協議会が受託しています。

各地区の支援者が中心となり主体的・自主的な運営をしています。

利用登録をしている高齢者が、身近な集会所等に集い、みんなで食事をしたり交流を楽しんでいます。

元気クラブ活動は、閉じこもりや、介護が必要な状態になることを予防するねらいもあります。

現在、市内27箇所で実施されており、今年度は各地区を紹介します。

今回は、港南台地区と街地区です。

港南台地区

【利用者】 男性3名・女性10名

【平均年齢】 75歳（最高年齢81歳）

★我がクラブの自慢★

- ・遠慮なく話ができる仲間なので、和気あいあいと過ごしている。
- ・調理は当番制で担当し、毎月工夫をこらしている。
- ・それぞれの利用者が、得意分野を活かしながら参加している。



この日は、実習に来ていた看護学生と一緒に、レクリエーションを楽しみました。

街地区

【利用者】 女性23名

【平均年齢】 86歳（最高年齢94歳）

★我がクラブの自慢★

- ・皆が仲が良く、楽しい時間を過ごしている。
- ・皆の顔が見えると、とても嬉しく、元気でいようと、力がわいてくる。
- ・婦人会の方が、心をこめて食事を作ってくれるので、本当にありがたい。



会場では、久しぶりに会えたことを喜び合い、会話に花が咲きます。

交流会のご案内

～認知症高齢者介護者の集い～

認知症高齢者介護者の集いは、認知症の方を介護している家族が集い、日々の介護の戸惑いや悩み、喜び等、互いの思いを分かち合い、認め合い、学び合い、皆さんと交流を深めていく会です。お気軽にご参加ください。

【開催日】平成26年3月18日（火）午後1時30分～3時まで

【場所】宿毛市総合社会福祉センター1階 老人憩の室

【連絡先】・認知症の人と家族の会

世話人代表 小島正子 電話 66-0208

・宿毛市社会福祉協議会 電話 65-7665



弁護士・社会保険労務士 無料合同相談会開催！

「ふれあい相談センター」では、3月の弁護士による無料法律相談を、社会保険労務士による総合労働相談との合同で開催することとなりました。なお、混雑を避けるため、法律相談は予約制となっておりますのでご了承ください。

【日時】平成26年3月28日（金）午後1時～午後3時

【場所】宿毛市高砂4番56号 宿毛市総合社会福祉センター

【相談員】法律相談・・・青山 高一 弁護士
労働相談・・・社会保険労務士2名の予定

【相談内容】法律相談・・・法律に係る各相談
労働相談・・・年金、賃金不払いなど

【定員】法律相談は先着6名まで。
労働相談には定員はございません。

【相談時間】午後1時から1人20分間の相談時間となっております。

【お問い合わせ】「ふれあい相談センター」宿毛市社会福祉協議会内
電話 65-7665 FAX 65-7663

